

[改正]

(目次)
第1条～第12条（略）
第12条の2 延滞利息
第13条～第17条（略）
第17条の2 請求書等の発行に関する料金の支払義務
第17条の3 電子媒体による請求額情報の通知
第18条（略）

第1条～第12条 （略）

（延滞利息）
第12条の2 契約者は、請求書等発行业手数料（第17条の2に規定するものをいいます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。
ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払義務の適用を受けている請求書等発行业手数料について、契約者が本契約に基づき支払うべき請求書等発行业手数料がないときは、本契約に係る延滞利息の支払義務を適用しない場合があります。

第13条～第17条 （略）

（請求書等の発行に関する料金の支払義務）
第17条の2 契約者は、分割払金に係る請求書等（当社又は請求事業者が発行する請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。）の発行を受けたときは、下表に規定する料金の支払いを要します。

1 契約について1通ごとに	
区 分	手数料の額
	次の税抜額（かつこ内は税込額）
<u>請求書等発行业手数料</u>	<u>200円（220円）</u>

2 次のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。
（1）当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一緒に請求されているとき。
（2）指定5G回線等を指定しているとき。

（電子媒体による請求額情報の通知）
第17条の3 当社は、契約者から請求があつたときは、次の場合を除いて、当社又は請求事業者が行う分割払金等の請求に係る情報（当該契約者に係る分割払金の請求額等の内訳をいいます。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（分割払金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知する取扱いを行います。

[現行]

(目次)
第1条～第12条（略）

第13条～第17条（略）

第18条（略）

第1条～第12条 （略）

第13条～第17条 （略）

(1) <u>その請求のあった分割払金等の支払方法が、口座振替又はクレジット払い（eビリングご利用規約に規定するものをいいます。）ではないとき。</u> (2) <u>その請求のあった分割払金等が、当社が定める他の電気通信サービス等に係る料金等と一括して請求されている場合であつて、当社が別に定めるとき。</u> (3) <u>その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</u> 第18条 （略）	第18条 （略）
---	-----------------